

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 26 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 30 日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	13	田村 通啓	委員
	14	山田 裕之	委員



事務局 長	<p>只今から、26回農業委員会を開催いたします。</p>
議 長	<p>出席委員は、16名中11名で、総会は成立しております。</p> <p>議事録書名委員の指名を行います。</p>
	<p>署名委員は、13番 田村委員さん、14番 山田委員さんを指名いたします。</p>
	<p>それでは、議事に入りたいと思います。</p>
	<p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について</p>
	<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について</p>
	<p>下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p>
	<p>番号1</p>
	<p>土地の所在が若里43番1外4筆、現況地目が畑で合計面積47,706㎡、契約期間は平成26年1月30日から令和6年1月31日まで、合意解約の成立の日が令和4年8月10日、引渡しの日が令和4年8月10日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人●●●●●●●●●●。解約後は転用と賃貸借です。</p>
	<p>番号2</p>
	<p>土地の所在が武士102番1B外1筆、現況地目が畑で合計面積26,349㎡、契約期間は平成24年7月31日から令和4年7月31日まで、合意解約の成立の日が令和4年6月20日、引渡しの日が令和4年7月31日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号3</p>
	<p>土地の所在が幌岩33番1外3筆、現況地目が畑で合計面積82,956㎡、契約期間は平成20年4月25日から平成30年4月24日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年6月24日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●●●。解約後は売買です。</p>
	<p>番号4</p>
	<p>土地の所在が幌岩77番 外17筆、現況地目畑が197,564㎡、採草放牧地が3,686㎡、合計面積201,250㎡、契約期間は平成27年10月30日から令和7年10月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年6月8日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買と賃貸借です。</p>
	<p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p>
	<p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
	<p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
各 議 長	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。</p>
	<p>次に、議案の審議に入ります。</p>
	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
	<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
	<p>農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。</p>
	<p>番号1</p>
	<p>土地の所在が共立30番 外50筆、現況地目畑が454,030㎡、採草放牧地が27,983㎡、合計面積482,013㎡、貸主が●●●●さん、借主が●●●●●●●●●●、農業従事者が世帯員6名、経営状況は肉牛を300頭飼育し、トラクター7台を所有しています。30年間の使用貸借となります。</p>
	<p>この案件につきましては、今年の2月に●●●●さんが、●●●●●●●●●●を立ち上げたことに伴い、●●●●さんが所有する農地を法人に使用貸借するものです。</p>
	<p>今回の申請にあたり、●●●●●●●●●●が農地所有適格法人の要件を満たすことを</p>

議	長	<p>確認しています。また、8月19日関係農業委員さん立会いのもと書類審査を実施しております。</p>
各	員	<p>図面で説明いたしますと、(1ページ)です。</p>
議	長	<p>申請地につきましては、共立地区と、大成地区の土地となっています。</p>
事	務	<p>以上です。</p>
局	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p>
		<p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
		<p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
		<p>———異議なし———</p>
		<p>議案第1号は原案どおり決定いたします。</p>
		<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>
		<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
		<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>
		<p>農地法第5条の規定に基づき、下記の者より農地等転用の許可申請があったので、</p>
		<p>可否について審議願います。</p>
		<p>番号1</p>
		<p>土地の所在が幸町51番62、現況地目が畑で面積534㎡、農振農用地区域外で、佐呂間市街地区に位置し、水管、下水道管の埋設されている道路の沿道区域で、佐呂間小学校、佐呂間中学校から500メートル以内に位置することから、3種農地と判断されます。貸主が●●●●さん、借主が●●●●さん、使用貸借による転用で、申請理由は●●●●さんの住宅建設です。転用に係る費用は36,000,000円で、住宅ローンの事前保障と、自己資金の残高証明を確認しています。また、申請農地に転用の妨げとなる権利もなく、隣接地への影響についても、問題ありませんので、許可相当と思われる。8月19日に担当農業委員さんと現地調査済みです。</p>
		<p>図面で説明いたしますと、(2ページ)となります。申請地は、役場から400m程度北側、幸町第2新幸道路沿いの土地となります。右下は土地の利用計画図となります。</p>
		<p>番号2</p>
		<p>土地の所在が若里43番22、現況地目が畑で面積453㎡、農振農用地区域外で、周辺を山林と雑種地に囲まれた10ha未満の小集団の農地で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから2種農地と判断されます。譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●●●●●●●、申請理由は寄宿舍建設です。転用に係る費用は70,000,000円で、残高証明を確認しています。申請農地に転用の妨げとなる権利もなく、隣接地への影響についても、問題ありませんので、許可相当と思われる。8月19日に担当農業委員さんと現地調査済みです。</p>
		<p>図面で説明いたしますと、(3ページ)赤枠の土地となります。申請地は、若里浜西2線道路の東側の土地となります。右下は土地の利用計画図となります。</p>
		<p>番号3</p>
		<p>土地の所在が若里43番1の内外1筆、現況地目畑が51㎡、採草放牧地が45㎡、合計面積96㎡、農振農用地区域外で、周辺を山林と雑種地に囲まれた10ha未満の小集団の農地で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから2種農地と判断されます。貸主が●●●●さん、借主が●●●●●●●●●●、使用貸借による転用で、申請理由は番号2の寄宿舍建設に伴う通路用地です。転用に係る費用は500,000円で、残高証明を確認しています。申請農地に転用の妨げとなる権利もなく、隣接地への影響についても、問題ありませんので、許可相当と思われる。8月19日に担当農業委員さんと現地調査済みです。</p>
		<p>図面で説明いたしますと、(3ページ)黄色枠の土地となります。申請地は、番号2の寄宿舍建設予定地までの通路用地となっています。</p>
		<p>以上です。</p>

議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
大	澤 委 員	番号2の土地代はいくらになりますか。
事	務 局	500,000円です。
議	長	ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各	委 員	———異議なし———
議	長	議案第2号は原案どおり決定いたします。 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事	務 局	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。
		番号1. 利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が埼玉県 ●●●●さん。土地の所在が武士102番1B外1筆、現況地目が畑で合計面積26,349㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年8月31日から10年間、賃貸料は年額132,000円、10㎡当たり5,000円で、前回も5,000円でした。あっせん会につきましては、令和4年6月29日から1回実施しております。
		図面で説明いたしますと(4ページ)です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い武士37号付近の土地となります。
		番号2. 利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が音更町 ●●●●さん。土地の所在が幌岩33番1外3筆、現況地目が畑で面積82,956㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は6,421,000円、10㎡当りの単価は、77,000円です。あっせん会につきましては、令和4年7月18日から1回実施しております。
		図面で説明いたしますと(5ページ、6ページ)です。申請地につきましては、幌岩2線道路沿いの土地と幌岩4号道路沿いの土地となります。
		番号3. 利用権の設定等を受ける者が、幌岩●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が浪速77番外8筆、現況地目が畑で面積108,658.82㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は10,865,200円、10㎡当りの単価は、100,000円です。あっせん会につきましては、令和4年7月6日から3回実施しております。
		図面で説明いたしますと(7ページ)赤枠の土地です。申請地につきましては、国道238号線の南側、浪速西3線から4線にかけての土地となります。
		番号4. 利用権の設定等を受ける者が、幌岩●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が浪速24番1外9筆、現況地目畑が89,861㎡、採草放牧地が3,686㎡、合計面積93,547㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年8月31日から5年間、賃貸料は年額411,000円、10㎡当たり4,400円で、前回も4,400円でした。あっせん会につきましては、令和4年7月6日から3回実施しております。
		図面で説明いたしますと(7ページ、8ページ)黄色枠の土地です。申請地につきましては、国道238号線の北側、浪速西4線付近の土地と、浪速西2線道路沿い、

議	長	旧●●●●宅付近の土地となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 議	委 員 長	——異議なし—— 議案第3号は原案どおり決定いたします。
各 議	委 員 長	その他 各委員さんの方から何かありませんか。 ——ありません—— なければ第26回農業委員会総会を終ります。